

益城町戸建て木造住宅改修等事業 利用の手引き

耐震シェルター工事費補助

1. 事業の内容

(1) 目的

戸建て木造住宅に耐震シェルターを設置する方に対して、その費用の一部を補助することにより、地震に対する安全性の向上と耐震化の促進を図ることを目的とします。

(2) 補助の対象になる住宅

次の条件をすべて満たす必要があります。

- 益城町内にある戸建て木造住宅であること
(併用住宅の場合、住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの)
- 現に住宅所有者が居住しているもの
- 在来軸組工法、枠組壁工法(ツーバイフォー工法)または伝統的構法によって建てられたもの
- 地上階数が3階以下のもの
- 平成12年(2000年)5月31日以前に着工したもの
- 昭和56年6月1日以降に着工したものは次のいずれかに該当するもの
 - ・ 熊本地震の被害認定で、「全壊」または「大規模半壊」と認定されたもの
 - ・ 耐震診断の結果、倒壊の危険性がある(上部構造評点(注)が1.0未満)と判断されたもの
- 原則として、建築基準法に係る違反のないもの
- 過去にこの事業又はその他の補助金の交付を受けて耐震シェルター工事を行っていないもの

(3) 補助の対象になる方

次の条件をすべて満たす必要があります。

- 住宅の所有者
- 町税の滞納がない方

(注) 上部構造評点について

耐震診断の結果は、「上部構造評点」という点数で表されます。

上部構造評点が1.0以上の場合、建築基準法が規定する強さ以上の耐震性能を有すると判断されます。上部構造評点1.0未満の住宅を1.0以上となるように補強することを「耐震化」といいます。

(4) 補助の対象となる耐震シェルター工事

次のいずれかに該当する耐震シェルターまたは防災ベッドを設置する工事

- ① 他都道府県における評価委員会などの第三者機関による評価を受けたもの
- ② 国土交通大臣または公的機関の試験などによりその性能が評価されたもの

※ 補助金交付申請の際に、①または②に該当することを示す資料を提出していただく必要があります。補助の対象となるか不明なものは、都市計画課へご相談ください。

(5) 補助金の額

耐震改修設計費の 2分の1以内 かつ 上限20万円 (千円未満は切捨て)

(6) 申し込み期間

令和7年(2025年)9月30日(火)まで

※ 申し込み受け付けは先着順です。予算額に達し次第、上記の期日前に受付を終了する場合があります。

(7) 書類の作成等については施工会社などへご相談ください

本事業では、いくつかの申請書類(補助金交付申請書、完了実績報告書など)の作成や工事写真の撮影などを行わなければなりません。書類の作成については、耐震シェルター工事を行う施工会社へ依頼することでスムーズに事業を進めることができます。また、委任状を提出することで、書類の提出など手続きのすべてまたは一部を委任することができますので、施工会社の担当者にご相談ください。

(8) 印鑑

申請書類に使用する印鑑は、認印で構いません。ただし、浸透印(シャチハタ等)は使用できません。

また、各書類共に同じ印鑑を使用してください。

(9) お問い合わせ・申し込み先

益城町役場 都市計画課 建築係 (庁舎2階)

住 所：〒861-2295 益城町宮園702番地

電話番号：096-289-8308

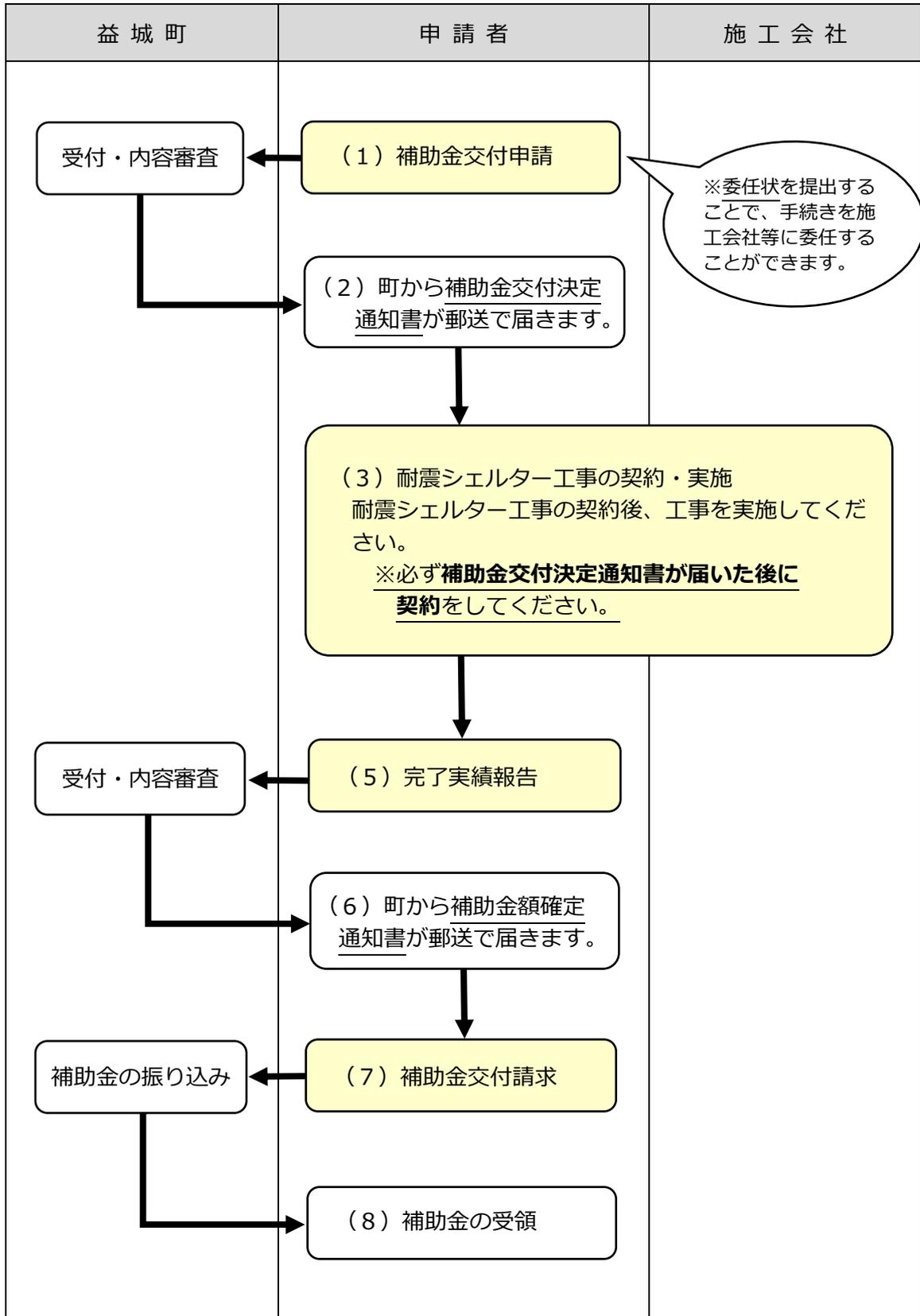
FAX 番号：096-286-4523

メールアドレス：kentiku@town.mashiki.lg.jp

！遡及適用について！

平成 28 年 4 月 14 日から平成 29 年 9 月 30 日までに補助を受けずに耐震改修工事を実施された方についても、補助の対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

2. 事業の流れ



3. 事業の実施

(1) 補助金交付申請

補助金交付申請書（提出書類チェックリスト1）の書類を用意し、提出してください。作成が困難なものは、施工会社などへ作成を依頼してください。

※ 委任状を提出することで、手続きのすべてまたは一部を施工会社などに委任することができます。

(2) 補助金交付決定通知書が郵送で届きます

交付申請書類の審査が済みましたら、町から補助金交付決定通知書を郵送します。

(3) 耐震シェルター工事の契約・実施

耐震シェルター工事の契約を締結し、工事を実施してください。

※ 補助金交付決定通知書の日付より前に契約をすると、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約をしてください。（遡及適用の場合を除く。）

(4) 完了実績報告

耐震シェルター工事が完了したら、速やかに完了実績報告書（提出書類チェックリスト2）を提出してください。作成が困難なものは、施工会社などへ作成を依頼してください。

(6) 補助金確定通知書が郵送で届きます

完了実績報告書の審査が済みましたら、町から補助金額確定通知書を郵送します。

(5) 補助金交付請求

補助金交付請求書（提出書類チェックリスト3）を提出してください。

以上で申請者が行う手続きは終了です。

(6) 補助金の受領

請求書に記載された口座に補助金が振り込まれます。町から入金連絡は行いませんので、通帳にて振り込みの確認をしてください。

補助金が振り込まれたら事業は完了となります。